

## 木造住宅の「耐震診断」「耐震改修」経費を補助

### 対象

(1)補助対象となる住宅を所有する市内在住の方  
(2)市に納付すべき市税などを完納している方

### 補助対象住宅

市内の木造住宅のうち、昭和56年5月31日以前に在来工法（軸組工法）により建築された2階建て以下の一戸建て木造住宅

※そのほかの条件については問い合わせてください。

### 交付額

耐震診断の場合：経費の2分の1（限度額5万円）／耐震改修の場合：経費の2分の1（限度額50万円）

問合せ 建築課建築係内253

## 支援・福祉

### ご存じですか？

### ヘルプカードとヘルプマーク

#### ヘルプカード

障害などのために援助を必要とする方が携帯するもので、手助けしてほしい内容が書いてあります。

配布対象 身体障害者手



帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳を持っている方、難病の方など

#### ヘルプマーク

援助や配慮を必要とすることが、外見からは分からない方が身に付けるものです。



### 配布対象

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方または妊娠初期の方など

※ヘルプカードを提示されたりヘルプマークを身に着けた方を見かけたら、思いやりのある行動をお願いします。

### 配布場所

市役所1階障害福祉課

※市役所でのヘルプマークの配布は、なくなり次第終了します。都営地下鉄・ゆりかもめ・多摩モノレール各駅（二部を除く）などでも配布しています。

配布先に確認してください。

問合せ 障害福祉課障害福祉係内173

## 居住サポート住宅認定制度を始めます

高齢の方や障害のある方、生活に困窮している方などが安心して暮らせるための、見守りや生活支援サービスを提供する賃貸住宅を、市が審査して認定する制度です。10月1日から開始します。

※詳しくは、国土交通省ウェブサイトを確認するか、問い合わせてください。

問合せ 建築課維持管理係内252



▲詳しくはこちら（国土交通省ウェブサイト）

## 市内の中学生が職場体験学習

羽村市立中学校の2年生と特別支援学級の生徒が、職場体験学習を行います。

職場体験学習の期間は、学校に登校せず直接職場に出動します。

市内の事業所などで働く中学生に、励ましをお願いします。

### ■実施期間

| 学校名     | 期間                                                  |
|---------|-----------------------------------------------------|
| 羽村第一中学校 | 10月20日(月)～24日(金)、10月29日(水)～30日(木)                   |
| 羽村第二中学校 | 10月27日(月)～31日(金)                                    |
| 羽村第三中学校 | 9月29日(月)～10月3日(金)、11月20日(木)～21日(金)、11月26日(水)～28日(金) |

問合せ 学校教育課指導係内376

## 年金

### 年金生活者支援給付金制度

公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受取りには請求書の提出が必要です。

案内や事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が行います。

### 対象

○老齢基礎年金を受給している方で、次の①～③全てに当てはまる方

①65歳以上

②世帯員全員が住民税非課税

③年金収入額とその他所得額の合計が約89万円以下

○障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している、前年の所得額が約47.2万円以下の方

請求手続き 新たに年金生活者支援給付金を受け取る方に対し、9月初旬頃から日本年金機構が、請求可能な旨のお知らせを送付しています。同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）に記入し提出してください。

年金を受給しはじめる方 年金の請求手続きと併せて、年金事務

## 国勢調査通信②

## 日本に住む 全てのひとと世帯（外国人を含む）が対象！

10月1日から全国一斉に国勢調査を行います。調査の回答は、法律で義務付けられており、調査結果は、これからの社会や生活に役立てられます。調査の回答と提出にご協力をお願いします。

問合せ 総務課総務係内348



### 調査の流れ

#### 調査書配布

【9月20日(土)～30日(火)】調査員が各世帯を訪問し、調査に必要な書類の配布と併せて、代表者の氏名、調査票の必要枚数の聞き取りをします。

※5人以上の世帯で、紙の調査票で回答を希望する場合は必要枚数を申し出てください。

※不在の際は、ポストなどに調査書類を投函する場合があります。

#### 回答

【9月20日(土)～10月8日(水)】次のいずれかの方法で10月8日(水)までに回答してください。

①オンラインで回答

②紙の調査票を郵送、または調査員へ提出

※紙の調査票の場合、10月1日(水)から提出できます。

★簡単・便利なインターネット回答がおすすめです！

### オンライン回答 支援ブースを設置

設置日時・会場 9月25日(木)・26日(金)午前9時30分～午後4時 市役所1階101会議室

問合せ 東京都国勢調査実施本部 広報渉外担当 ☎03-5321-1111 ☎25-516

※自宅に配布する「インターネット回答依頼書」を必ずお持ちください。

国勢調査の調査員は、「国勢調査員証」を携帯しています

### 記入方法や調査票などの問合せ

◆調査票の記入方法、回答・提出方法など

【国勢調査コンタクトセンター】

期 間 11月7日(金)までの午前9時～午後9時(土・日曜日、祝日を含む) ☎0570-02-5901（IP電話の場合）☎03-6628-2258

◆調査票の不足、回収など

【羽村市総務課総務係】

期 間 10月31日(金)午後5時まで

### 調査結果は何にに使われているの？

◆少子高齢対策への利用

◆防災対策への利用

◆製品の生産計画

◆コンビニエンスストアやスーパーマーケットの立地計画 など

国や地方公共団体だけでなく、企業などでも利用され、私たちの身近な生活に役立てられます。



◀詳しくはこちら（市公式サイト）

